

平成27年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年12月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成27年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 24名 定員 29名  
欠席 3名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕪澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

## 平成27年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年12月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 26 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>14 番 田中 正雄 委員</u>  <u>15 番 阿達 正 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号  議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他  閉会宣言 14 時 26 分

## 平成 27 年度第 9 回魚沼市農業委員会総会議事録

平成 27 年度第 9 回魚沼市農業委員会総会は、平成 27 年 12 月 25 日魚沼市広神庁舎 3 階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙 1 のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙 2 のとおりである。

事務局（星主任）

それでは、少し時間あるようですが、おそろいになりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数 27 名のうち、欠席者は議席番号 9 番大島強喜委員、議席番号 13 番櫻井信夫委員、議席番号 27 番梅田隆夫委員の 3 名です。出席者数 24 名で、魚沼市農業委員会会議規則第 7 条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年度第 9 回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

(時刻は 13 時 26 分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第 1 報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

それでは、続きまして部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回は特段の報告事項はございません。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ございません。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部会では、農業委員だより 18 号を 12 月 10 日全戸配布することができまし

た。読んだ方から「よかった。」「うまくまとまっているね。」というお褒めの言葉を事務局のほうへいただきました。これからも皆さんから親しみを込めて読んでもらえるように、皆さんからつぶやきや地域の情報の提供をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、女性農業委員として新潟女性農業委員の会の研修会と女性農業員の登用の促進研修会に出させてもらいました。農業委員会の改革で農業委員数が減る中で女性農業委員の登用に対しての取り組みを進めてまいりましたが、この改革によって減少するのではないかと懸念されております。そのために、女性農業員も取り組みを進めていくようにという話でした。この件につきましては、今までも皆さま方からご支援いただいたわけですが、これからも皆さんのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長（上村会長）

ありがとうございます。特に女性農業委員につきましては、この12月につきましては、非常にいろいろの行事がある中にご出席を賜りまして、大変ご苦勞様でございました。今お話がありましたように、女性の農業員につきましては、全国的にも各県それぞれ確保というようなことが課題となっております。今後、農業委員会自体が改正となり、農業委員自体が減少するという事の中では、今葦澤委員が言いましたような事の中での意識を持って取り組んでいくということが、やはり国からの要望ということになっておるところであります。

今事務局並びに各部会から報告がありました。皆さま方からそのほか何かご質問ありましたら、お願ひいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号14番田中正雄委員、議席番号15番阿達正委員の両名を指名いたします。

## 農地賃借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地賃借の合意解約」について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局（星主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地賃借の合意解約」について、今月は34件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地賃借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の13ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は11件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に認定農業者等へ貸し付けている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は売買による所有権移転が5件、贈与によるもの1件、使用貸借権の設定に関するもの5件で合計11件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* \* 畑 757 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請地は、譲渡人が遠方で耕作できないため、以前から譲受人が耕作を任されておりましたが、この度売買の話がまとまり申請があったものです。申請地は、譲受人の所有農地と隣接しているため、今後も効率よく耕作されていくと思います。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* \* 田 735 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

譲渡人が遠方で管理のほうができないため、現在は少し荒れておりますが、譲受人が規模拡大を図るため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械等も所有しており、経験年数もあるため、今後は効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計2,493 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請地は道路に面した比較的条件のよい圃場です。譲渡人が相続により取得した田んぼですが、遠方で管理ができないため、譲受人が規模拡大を図るため、売買の申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後は効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 田 673 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請地は、譲渡人が高齢で耕作できないため、現在は保全管理されてお

りますが、譲受人の自宅に隣接しており、耕作に便利のため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していないため、作業委託等を行っておりますが、経験年数もあり、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 畑 2.7 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請地は、道路用地の残地として残されてしまったところですが、既に譲受人の田と一体で利用されており、今後も譲渡人が畑として耕作することができないため、売買の話がまとまり、申請があったものです。以前から譲受人が管理していたところですので、問題ないと考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか1筆 合計 494 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請地は譲受人の自宅近くの田畑ですが、譲渡人が遠方で管理できないため処分することとなり、贈与の申請があったものです。譲受人は大型機械は所有しておりませんが、経験年数もあり、作業委託等も行っておりますため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか3筆 合計 946 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請理由は、譲渡人が高齢で耕作できないため、\*\*\*\* \*が水稻作付のため、規模拡大ということで申請があったものです。

なお、\*\*\*\* \*へ貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの使用貸借契約となっております。

整理番号8 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか19筆 合計 20,132 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 使用貸借権設定 10年間

申請理由は、農業者年金の経営移譲年金受給のため、後継者へ経営移譲するため、申請があったものです。譲受人の世帯は大型機械もそろっており、譲受人も経験年数もあり、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号9番から11番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省力させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から6番並びに8番から11番は、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。



また、整理番号7番については、議案書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

小島結治委員

整理番号1番ですが、今ほどの事務局の説明のとおりでございます。現地も適格に管理されております。

田中正雄委員

整理番号2番ですが、20日に現地を確認させていただきました。\*\*\*\*\*さんとも話をさせていただきました。現地の耕作につきましては奥様が担当されるということでもって報告を受けました。詳細につきましては、事務局の報告のとおりです。

橋 精一委員

整理番号3番ですが、今月21日に\*\*\*\*\*さんと話をさせてもらいまして、現地も確認させてもらいました。大型機械等みんな持っていますので、十分に耕作ができると思います。

高橋日出子委員

整理番号4番ですが、今月の6日に譲受人の\*\*\*\*\*さんが私の家においでになり、お話を聞きまして、後日\*\*\*\*\*さんのところと現場見せていただきました。あとは事務局の説明どおりでございます。

中澤正規委員

整理番号5番ですが、先立って現地で調査した結果、事務局の説明どおり支障ないものと思います。補足はありません。

佐野 彰委員

整理番号6番ですが、\*\*\*\*\*さんと面会しまして確認取りましたら、\*\*\*\*\*さんは今までは自宅を持っていたんですが、この度みんな取り壊してもう来ないということで譲り受けが発生したということです。雪が降っているので田んぼ・畑の状態は確認できませんが、場所に案内してもらって間違いのないということです。事務局の説明のとおりでございます。

整理番号7番におきましては、前に\*\*\*\*\*さんから電話頂戴して、この度現地というか自宅の隣が該当する土地で、倅さんもいるんだけど倅さんもやりたくないということで、今回\*\*\*\*\*に貸し付けるということで確認しております。あと、事務局の説明のとおりです。

星野貞樹委員

整理番号8番ですが、\*\*\*\*\*さんともお会いしましたし、事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号1番から5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号8番から11番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から11番まで異議なしと認め、申請どおり許可することといたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（諸橋主任）

議案書の19ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田 2,976 m <sup>2</sup>
	転用目的	砂利採取
	変更申請概要	隣地*****番地の申請変更（減）
	変更理由	掻込砂利が採取済みであった為

本件は、平成27年9月18日に農地法第5条の規定により一時転用許可を受けました。試し掘りをしたところ申請地内の\*\*\*\*\*番3,000 m<sup>2</sup>については、既に砂利が採取された後埋め戻された土地であることが発覚したため、この度申請面積の減ということで、事業計画変更承認申請があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号について、地区担当委員については今日欠席というようなことで、事務局の説明に代えさせていただきます。

ただいま説明があったわけですが、内容についてご質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

小島結治委員

砂利採取ということは、過去にも一時転用とか申請があったのか。これは書いてあるところによると、既に砂利採取が行われた跡地であると、こういうふうに解釈できますが、その辺の事情というのは、当事者からの説明はございましたか。

事務局（高橋主任）

事情というのは、どういったことですか。

小島結治委員

普通あれでしょ。川砂利が取れなくなるとか近年の話であろうかと思うんです。その流れから言えば、田んぼの下の砂利を取って、またもとに戻すというようなことは、掘ってみたら砂利がなかったというのは、何かあるのかなという感じで。別にそれ以外のことをお尋ねするわけではないんですが、ケースとして珍しいかな。

事務局（高橋主任）

試し掘りをしたところも既に掘られてさらに埋め戻されたということは、過去にも同じように転用が出て、既に現地を戻した後ということだとは思いますが、以前いつ転用が出たかというところまでは、過去数年では出ていないんですけど、いつかというところまでは把握はしていません。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。

小島結治委員

分かりました。それ以上のこととそれ以外のございませぬ。少し珍しい。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の20ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は所有権移転の売買が3件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 202 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
転用目的 住宅建設の為  
申請概要 一般住宅2階建、カーポート  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域、第一種中高層住居専用  
地域が定められているため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。現在の住まいが手狭になったため、申請土地に一般住宅を建設したい旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 畑 123 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
転用目的 住宅建設の為  
申請概要 一般住宅3階建  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域、商業地域が定められて  
いるため。

祖父母の家で親子3世代同居することになり、老朽化した家を建て替えることになったが、現在の敷地では手狭なため、新たに申請土地を取得し、一般住宅を建設したい旨、申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 115 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
転用目的 駐車場の建設  
申請概要 駐車場（3台）

判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在の駐車スペースで狭くて不便を来しているため、申請地を取得し、駐車場を拡張する旨、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

田中正雄委員

整理番号1番ですが、こちらにつきましては、12月20日に現地を確認してまいりました。両サイドも既に住宅も建っております、ほかにも影響を及ぼすことはないと思われまます。詳細につきましては、先ほどの事務局の報告のとおりでございます。

整理番号3番ですが、こちらにつきましても、やはり現地確認をさせていただいております。地目は田であります、現況としては田ではなくて畑という形でもって作られております。こちらの\*\*\*\*\*さんのほうは、駐車場がないということで、こちらのほうを求められるということで確認してまいりました。詳細内容につきましては、事務局の報告のとおりです。

阿達 正委員

整理番号2番ですが、現地確認を24日見てまいりました。場所的には、ちょうど横町のお地蔵さんの裏の辺りで、現況は畑となっております、畑というよりは砂利が敷いてあって、これから建物が建つのかなという感じでありました。詳細につきましては、事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。採決は番号の順番に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から3番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の21・22ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	***** 畑 2,498 m <sup>2</sup>
	新地目	山林
	申請者	*****
	非農地の原因	20年以上前から道もなくなり耕作することができずに、山林原野化してしまったため。
整理番号2	申請地	***** 田ほか30筆 合計6,760.21 m <sup>2</sup>
	新地目	山林・原野
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和の頃から耕作をしていないため山林原野化しており、農地として復元することが困難なため。

議長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、整理番号1番から2番まで説明のとおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の23ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 220 件  
筆数 1078 筆  
面積 756,269.72 m<sup>2</sup>

詳細につきましては、事前配布のとおりです。  
続きまして所有権移転ですが、議案書の87ページをお願いします。  
今月は売買3件、贈与によるもの2件で合計5件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	1,475 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田	1,016 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号3	所有権を移転する農用地	*****	田	1,348 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号4	所有権を移転する農用地	*****	田	148 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	権利種別	贈与		
整理番号5	所有権を移転する農用地	*****	田	986 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	権利種別	贈与		

以上、利用権設定並びに所有権移転について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

目黒隆弥委員

すみません、1点。口を挟むことでないかも分かりませんが、今の売買ですよ

ね。要するに\*\*\*\*\*ですか、贈与とかあるいは一般的に考えると使用貸借、あるいは10a当り\*\*\*\*\*kg くらいの小作料のものが、売買までしてこれをやらなきゃならんて補助事業の関係でやはりどうしても押さえねばならない土地なんではないかな。これだけの価格を出してこの世知辛い世の中に農地を求めなきゃならない何か根拠があるんでしょうか。

事務局（星主任）

こちらは、圃場整備の関係で荒しておくわけにはいかないというようなことですが、どうしても地主ができないということで、その近くの農地も\*\*\*\*\*さんが借りておりますので、それではまとまって受けようということになりました。本来であれば農事組合法人、生産法人ですので農地取得できるんですが、今日黒委員のおっしゃったとおり、実は所有はしたくないんだけど、地主さんがどうしても手放さなければいけないという事情があって、荒らすわけにはいかないために、それでは\*\*\*\*\*さんが受けましょうということで、あの辺一帯を譲り受けることになったものです。それで価格としましても、一応の圃場整備地内ということもありまして、こういった価格を設定したものです。

目黒隆弥委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（上村会長）

よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

阿達 正委員

少しお聞きしたいんですけど、新規で社団法人新潟県農林公社に貸すときなんですけど、今年からは多分お金のあれで契約しないと何かどうのこうのとかいうこと言ってて、使用貸借権設定の方が何人かいるんですけど、そういうのも OK なんですしょうか。

事務局（星主任）

無償の貸し付けでしょうか。

阿達 正委員

無償というか。

事務局（星主任）

使用貸借。

阿達 正委員

使用貸借権設定、ここに金額が出ていないのが何件かあるんですけど。例えば、87・88 ページあたりにそういうのがあるんですけど。218番とか220番、金額書いてないんですけど。小作料みたいな。

事務局（星主任）

使用貸借権の設定でも中間管理機構通して。



阿達 正委員

中間管理機構は、それでも OK なの。

事務局（星主任）

以前にもありましたし、この度もあります。

阿達 正委員

その辺は、別に問題ない。

議 長（上村会長）

この件は、中間管理機構が恐らく利用者から手数料を取るという問題に絡めていると思うんで、それも現物でいいという話もあるし、今のような話もあるからどうもその辺確認しないとまずいやの。現物で手数料どうするんだという問題もあるし、今のように利用権賃借が出ていないときにはどうするかという。

阿達 正委員

現物は駄目なんですよ。

議 長（上村会長）

駄目ともいってないんだて。

阿達 正委員

今年からは現物も駄目で、全部金額にしなさいというふうな。それで、手数料をだから利用者から。

議 長（上村会長）

そうです。そのとおり。

阿達 正委員

こういうふうに例えば使用賃借権設定だと手数料払わんでいい。これまだ貸すところが決まっていないんですか。

事務局（星主任）

一応中間管理機構を通しまして。

阿達 正委員

金額が入っているというのはもう次の人が決まっているところで、入っていないというのはまだそういうあれができていないというふうに思えばいいですか。その辺がよく分からない。

事務局（星主任）

その辺確認させてもらいます。

議 長（上村会長）

利用集積計画の承認についてということの利用目的の項目の欄で、少し理解でき

ない部分もあるんで、この辺は事務局また一つ確認お願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することいたします。

それでは、以上をもちまして、本日提案いたしました報告並びに議案につきましては、慎重審議をいただきまして、全て終了いたしました。ありがとうございました。

(時刻は 14 時 26 分)

上記会議の内容は、平成27年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---